

各位

管理会社名	日興アセットマネジメント株式会社
代表者名	代表取締役社長 安倍 秀雄
問合せ先	E T F ビジネス開発部 今井 幸英 (TEL. 03-6447-6581)

投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、別紙に記載のE T Fにおける各投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容およびその理由

対象E T Fについて、以下の通り、各信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

<約款変更の内容>

①信託金限度額の変更

対象E T Fにつきまして、つみたてN I S Aの対象商品に係る登録要件に適合させるために行なう投資対象とする投資信託証券の変更*に伴い、実質的に運用を行なうマザーファンドの水準に合わせるため、信託金限度額を5兆円から1兆円へ引き下げる約款変更を実施いたします。

(※詳細は、当社HP (www.nikkoam.com/) に掲載しております2018年7月6日付の電子公告をご覧ください。)

②購入時(取得時)における申込単位の変更

対象E T Fにつきまして、受益者の利便性向上を図るため、購入時(取得時)における申込単位を引き下げる約款変更を実施いたします。

③換金時(一部解約時)における申込単位の変更

対象E T Fにつきまして、受益者の利便性向上を図るため、換金時(一部解約時)における申込単位を引き下げる約款変更を実施いたします。

④集中投資規制対応

対象E T Fにつきまして、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2に定める信用リスクを適正に管理する方法として、一般社団法人投資信託協会規則に従って委託会社が合理的な方法を定めるべく、約款変更を実施いたします。

※対象E T Fおよび各約款変更の新旧対照表につきましては、次頁以降をご参照ください。

2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2019年4月9日

変更日 : 下表参照

3. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品としての基本的な性格には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面による決議は行ないません。

●対象となるETF銘柄と変更内容の一覧

銘柄コード	対象ファンド	変更日	① 信託金限度額	② 購入単位	③ 換金単位	④ 集中投資規制
1677	上場インデックスファンド海外債券(FITSE WGBI)毎月分配型	2019年4月11日	-	-	●	-
1555	上場インデックスファンド豪州リート(S&P/ASX200 A-REIT)		-	-	●	-
1566	上場インデックスファンド新興国債券		-	-	●	-
1680	上場インデックスファンド海外先進国株式(MSCI-KOKUSA)	2019年4月20日	●	●	●	●
1681	上場インデックスファンド海外新興国株式(MSCIエマージング)		●	●	●	●
1547	上場インデックスファンド米国株式(S&P500)		-	-	●	-
2521	上場インデックスファンド米国株式(S&P500)為替ヘッジあり		-	-	●	-
1554	上場インデックスファンド世界株式(MSCI ACWI)除く日本		-	-	●	-

各投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド海外債券 (FTSE WGBI) 毎月分配型 約款 第39条

約款の新旧対照表

新	旧
(一部解約) 第39条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>200口以上1口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (略)	(一部解約) 第39条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>200口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (同 左)

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド豪州リート (S&P/ASX200 A-REIT) 約款 第40条

約款の新旧対照表

新	旧
(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>1万口以上1口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (略)	(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>1万口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (同 左)

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド新興国債券 約款 第41条

約款の新旧対照表

新	旧
(一部解約) 第41条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>200口以上1口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (略)	(一部解約) 第41条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>200口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (同 左)

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額)</p> <p>第3条</p> <p>① (略)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>金1兆円</u>を限度として信託金を追加することができます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額)</p> <p>第3条</p> <p>① (同 左)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>金5兆円</u>を限度として信託金を追加することができます。</p> <p>③ (同 左)</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>2,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>10万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥ (同 左)</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"> この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス（この信託では、「MSCI-KOKUSAIインデックス」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 投資信託証券の合計組入率は高位を保つことを原則とします。 別に定める投資信託証券については、第1号に掲げる投資成果を目指すため、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"> この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス（この信託では、「MSCI-KOKUSAIインデックス」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 投資信託証券の合計組入率は高位を保つことを原則とします。 別に定める投資信託証券については、第1号に掲げる投資成果を目指すため、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<p>6. 投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。</p> <p>7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。</p> <p>8. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>9. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>10. 外国為替の売買の予約取引の指図は、為替変動リスクを回避する目的のため、約款第24条の範囲で行ないます。</p> <p>11. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>6. 投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。</p> <p>7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。</p> <p>8. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>9. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>10. 外国為替の売買の予約取引の指図は、為替変動リスクを回避する目的のため、約款第24条の範囲で行ないます。</p>
<p>(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>2,000口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>10万口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額)</p> <p>第3条</p> <p>① (略)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>金1兆円</u>を限度として信託金を追加することができます。</p> <p>③ (略)</p>	<p>(信託の目的、金額および追加信託の限度額)</p> <p>第3条</p> <p>① (同 左)</p> <p>②委託者は、受託者と合意の上、<u>金5兆円</u>を限度として信託金を追加することができます。</p> <p>③ (同 左)</p>
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>2,000口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条</p> <p>①委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）は、第7条の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、<u>10万口以上で委託者の指定する第一種金融商品取引業者が定める単位</u>をもって取得の申込を取り扱うことができるものとします。</p> <p>②～⑥ (同 左)</p>
<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス（この信託では、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 2. 投資信託証券の合計組入率は高位を保つことを原則とします。 3. 別に定める投資信託証券については、第1号に掲げる投資成果を目指すため、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。 4. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 5. ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合 	<p>(運用の基本方針)</p> <p>第21条</p> <p>①委託者は、信託財産の運用にあたっては、以下の各号に掲げる基本方針に従って、その指図を行ないます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この信託は、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を円換算した対象インデックス（この信託では、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」を対象インデックスとします。）の変動率に一致させることを目指して、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ないます。 2. 投資信託証券の合計組入率は高位を保つことを原則とします。 3. 別に定める投資信託証券については、第1号に掲げる投資成果を目指すため、見直しを行なう場合があります。この際、新たに投資信託証券を指定したり、既に指定されていた投資信託証券を外したりする場合があります。 4. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 5. ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合

<p>があります。</p> <p>6. 投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。</p> <p>7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。</p> <p>8. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>9. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>10. 外国為替の売買の予約取引の指図は、為替変動リスクを回避する目的のため、約款第24条の範囲で行ないます。</p> <p>11. <u>一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</u></p>	<p>があります。</p> <p>6. 投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。</p> <p>7. 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図および有価証券の空売りの指図は行ないません。</p> <p>8. 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>9. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>10. 外国為替の売買の予約取引の指図は、為替変動リスクを回避する目的のため、約款第24条の範囲で行ないます。</p>
<p>(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>2,000口以上1口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ (略)</p>	<p>(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、<u>10万口単位</u>をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>②～⑧ (同 左)</p>

約款の新旧対照表

新	旧
(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>2,000口以上1口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (略)	(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>2,000口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (同 左)

約款の新旧対照表

新	旧
(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>5,000口以上1口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (略)	(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>5,000口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (同 左)

約款の新旧対照表

新	旧
(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>2,000口以上1口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (略)	(一部解約) 第40条 ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、 <u>2,000口単位</u> をもって一部解約の実行を請求することができます。 ②～⑧ (同 左)